

宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、老朽化した家屋の倒壊や建築材の飛散のおそれがあるなど危険な空き家の除却に要する費用の一部を補助することにより、所有者等による除却の促進を図り、もって市民等の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等で宇都宮市内に存するものをいう。

(2) 老朽危険空き家 空き家のうち、宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例等に係る処分基準（平成26年宇都宮市告示第290号）第2第3項に基づく空家法第2条第2項に該当する特定空家等（ただし、宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例第2条第6号にあっては、継続的な維持管理が困難であることにやむを得ない理由があると認められるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築されたもの

イ 接道要件（建築基準法（昭和25年法律第201号）上の道路に2メートル以上接すること）を満たさない敷地上にあるもの

(3) 所有者等 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）をいう。

ア 老朽危険空き家の所有者

イ 老朽危険空き家の所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者

ウ ア又はイの相続人

(4) 解体事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく栃木県知事による登録を受けた事業者

をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす申請者とする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 申請者以外に当該老朽危険空き家及び所在地の所有権を有する者(以下「権利関係者」という。)が存する場合は、権利関係者全員の同意を得ていること。
- (4) 申請者と同じ世帯の者のうち、収入のある者すべての所得の計が、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号で定める合計所得金額で818万円以下であること。ただし、単身世帯の場合の合計所得金額は780万円以下とする。
- (5) 申請者及び申請者と同じ世帯の者の中にこの補助金を受けた者がいないこと。また、権利関係者が存する場合は、権利関係者の中にこの補助金を受けた者がいないこと。
- (6) 空家法第14条第3項に基づく命令を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。

(補助対象物件)

第5条 補助の対象となる空き家(以下「補助対象物件」という。)は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第3条第1項第2号に該当する老朽危険空き家であること。
- (2) 所有権以外の私権が設定されていないこと。
- (3) 他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象工事)

第6条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象物件の全部を除却し、所在地を更地にする工事とする。

2 補助対象工事は、市内に所在する解体事業者に請け負わせるものとする。ただし、暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するものは対象としない。

(補助金の交付及び補助金の交付額)

第7条 市長は、第4条に定める補助対象者のうち、必要と認めた者に対して予算の範囲内

において補助金を交付することができる。

2 補助金の交付額は、次の各号に定める額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額とし、70万円を上限とする。

- (1) 除却に要した額（消費税及び地方消費税を除く。）
- (2) 延べ床面積に1平方メートルあたり11,000円を乗じた額

3 前項の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（事前申請）

第8条 補助対象者は、あらかじめ自己の所有する空き家が補助対象物件に該当するか否かを判定するため、事前調査申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 不動産登記事項証明書その他の所有者等であることを証する書類
- (2) 空き家の位置図及び現況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請による審査の結果を補助金交付対象判定通知書（別記様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 前条の規定により補助対象物件に該当すると判定を受けた補助対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象事業の実施前に交付申請書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
- (2) 世帯に属するすべての者が記載された住民票の写し
- (3) 世帯に属する者のうち、収入のある者すべての所得を証明する書類
- (4) 交付申請者及び所有者（交付申請者が所有者でない場合に限る。）に係る市税完納証明書（市税完納確認表により納税状況の確認ができる場合を除く。）
- (5) 補助対象工事後の跡地利用等計画が分かる書類
- (6) 戸籍謄本（交付申請者が相続人である場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請の内容を審査し、次の条件

を付して、交付決定通知書（別記様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

- (1) 補助対象工事後の当該所在地について、常に適正に維持管理を行うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（市長が定める軽微な変更をする場合を除く。）においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助年度の12月末日までに、補助対象工事を完了させること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) その他、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件

2 交付申請者は、前項の交付の条件を遵守しなければならない。

3 市長は、前条の規定による申請が不相当であると認めたときは、不交付の理由を付して、不交付決定通知書（別記様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第11条 交付申請者は、第9条に規定する交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、交付申請変更・中止届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出があったときは、前条の規定を準用する。ただし、交付決定額の増額は行わない。

（実績報告）

第12条 第10条の交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事が完了したときは、実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体事業者に請け負わせたこと及び補助対象工事に要した額を確認できる領収書等の写し
- (2) 補助対象物件の除却後の写真
- (3) 交付決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告の内容を審査し、適正な事業と認められる場合、補助金確定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 交付決定者は、交付請求書(別記様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金確定通知書の写し
- (2) 振込口座通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消・返還)

第15条 市長は、交付決定者が、次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部若しくは一部を取り消し、また既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を交付決定取消通知書(別記様式第10号)により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (3) 補助金を他の用途に使用した場合
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

2 当該交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(補助金の受領の権限の委任)

第16条 交付決定者は、解体事業者を代理人として、支払代金に係る補助金の一部の受領の権限を委任することができる。

2 補助金の受領の権限の委任に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文(平成29年3月31日告示第125号)

平成29年度分の補助金から適用する。

改正文(令和2年3月31日告示第130号)

令和2年度分の補助金から適用する。

改正文(令和4年3月31日告示第109号)

令和4年度分の補助金から適用する。